

吸收分割に関する事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

(吸收分割会社)
アイザワ証券グループ株式会社

(吸收分割承継会社)
アイザワ証券株式会社

吸収分割に係る事後開示事項

アイザワ証券グループ株式会社（2021年10月1日付で藍澤證券株式会社から商号変更。以下、「分割会社」といいます。）とアイザワ証券株式会社（2021年10月1日付でアイザワ証券分割準備株式会社から商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、それぞれ2021年6月25日開催の株主総会において、承認決議されました吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2021年10月1日をもって、金融商品取引業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりあります。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、会社法第785条第3項の規定により、2021年8月27日付電子公告をもって、本件吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法第796条の2に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第797条）

承継会社は、2021年8月27日付で株主に対し通知を行いましたが、会社法第797条第1項の規定に基づく株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、2021年8月27日付官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、

2021年8月27日付で知れている債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、分割会社の金融商品取引業に関する権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（暫定額）は、次のとおりです。

資産： 77,897百万円

負債： 60,777百万円

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

本件吸収分割における分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2021年10月1日に行う予定です。

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

分割会社は、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成12年法律第103号。以下、「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、「商法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第2条に基づき、2021年6月4日付にて労働者に対して本件吸収分割に関する通知を行いましたが、所定の期間内に労働者からの異議の申し出はありませんでした。

以上

2021年10月1日

東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング
アイザワ証券グループ株式会社
代表取締役社長 藍澤 卓弥

東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング
アイザワ証券株式会社
代表取締役社長 藍澤 卓弥